

堺市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員安全衛生管理規程（昭和51年水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「安全管理者及び衛生管理者」を「安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者」に改める。

第3条第1項中「第12条第1項」の次に「、第12条の2」を、「衛生管理者」の次に「、安全衛生推進者」を加え、同条に次の1項を加える。

2 局に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第12条の5及び第12条の6に基づき化学物質管理者と保護具着用管理責任者を置く。

第4条第1項中「衛生管理者」の次に「、安全衛生推進者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加え、同条第2項中「衛生管理者」の次に「、安全衛生推進者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を、「第9条」の次に「、第9条の2第3項、第9条の3第3項、第9条の4第3項」を加える。

第5条中「安全管理者及び衛生管理者」を「安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者」に改める。

第6条第2項中「定期健康診断を行う年度の4月1日から10月1日までの間に採用された者のうち、任用期間（更新が見込まれる場合は当該見込まれる更新後の任用期間を、更新があった場合は当該更新前の任用期間を通算するものとする。）の末日が当該年度の3月30日までの日であるもの及び勤務が週2日以内であるもの並びに当該年度の10月2日以後に採用された者を除く。第5項から第7項まで及び次条から第14条」を「次の各号のいずれかに該当するものを除く。第5項及び第6項並びに第8条から第12条」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 週の勤務日数が2日以下の者
- (2) 定期健康診断を行う年度（以下この条において「実施年度」という。）の10月2日以後に採用（当該採用により、その日の前日から引き続いて任用されることとなるものを除く。以下この条において同じ。）された者
- (3) 実施年度の4月1日から10月1日までの間に採用され、かつ、その任用期間（引き続きその更新若しくは再度の任用があり、又はそれらが見込まれる場合にあっては、当該更新後又は再度の任用後の任用期間を通算するものとする。次号において同じ。）の末日が実施年度の3月30日までの日である者
- (4) 実施年度の4月1日前に採用され、かつ、実施年度において引き続き任用されている者であって、その任用期間が1年未満であるもの

第14条第1項中「（昭和47年労働省令第32号）」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。